

—— 水と緑のまち もりや ——

農業委員会会報

第10号

発行者 守谷市農業委員会
責任者 会長 岡田 晃一
編集者 編集委員会
住所 守谷市大柏 950-1
電話 0297-45-1111



就任の御挨拶

守谷市農業委員会
会長 岡田 晃一

日頃より、農業委員会の運営及び活動について、農家の皆様はもとより、関係機関の方々に多大なる御支援と御協力を承り、心より御礼申し上げます。この度、農業委員会会長を3期目として務めさせていただくことになりました。これまでの経験を活かし、地域の農業と皆さまの暮らしをより良くするため、一層努めてまいります。さて、近年、農業を取り巻く環境は大きく変化しております。気候変動による天候不順や自然災害の増加、農業従事者の高齢化と後継者不足、さらに国内外の市場変動など、多くの課題に直面しています。その一方で、デジタル技術の導入やスマート農業の推進により、生産性向上や効率化への期待も高まっています。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、地域の農地の適正な利用と保全を図るとともに、農業の持続可能な発展に寄与する重要な役割を担っています。今後、地域農業の声をしっかりと受け止め、関係機関と連携しながら、変化する農業環境に柔軟に対応してまいります。農業委員会の皆様と共に、地域の農業の未来を切り拓くため、一丸となって取り組んでいく所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

目次

守谷市農業委員会 会長 就任の御挨拶	1
目次	1
農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します	2
農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しました	3
農地転用には許可が必要です	3
農業者年金 農業者の安心のために	3
全国農業新聞	4
農地を相続（取得）したら	4
農地の適正管理のお願い	4
守谷市農業委員会総会日程	4

農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します

令和 7 年 3 月 3 1 日の任期満了に伴い、新たに 7 名の農業委員と 7 名の農地利用最適化推進委員が誕生いたしましたので、ご紹介いたします。任期は令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの 3 年間です。

農業委員

①議席
②役職名
(議席順・敬称略)



● 安田 勝

①議席 1
②会長職務代理者



● 月岡 仁子

①議席 2



● 椎名 ます子

①議席 3



● 菊池 昭夫

①議席 4



● 椎名 崇

①議席 5



● 坂 勇

①議席 6



● 岡田 晃一

①議席 7
②会長

最適化推進委員

①地区
(地区順・敬称略)



● 染谷 岩雄

①守谷地区



● 藁谷 乃

①守谷地区



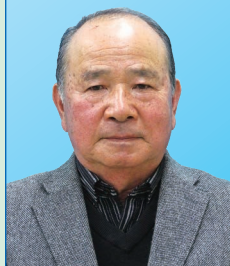
● 岩田 久夫

①高野地区



● 岩田 直樹

①高野地区



● 松丸 隆之

①大野地区



● 今野 菊男

①大井沢地区



● 寺田 実

①大井沢地区

農地パトロール(農地利用状況調査)を実施しました

農業委員会では、農地法第30条に基づき、農地パトロールを実施しました。本調査は「遊休農地の実態把握」「違反転用の発生防止・早期発見」等を目的として、毎年農業委員会で実施しています。

今年度も、それぞれの地区の農地利用最適化推進委員を中心に市内農地の現地確認を行いました。

農業委員会では、農地パトロールにより把握した遊休農地を所有する農地所有者の方を対象に、農地利用意向調査を実施することとなっています。今回の調査結果をもとに、農地を所有する方々には、訪問または郵送により意向調査をさせていただくことがございますので、ご協力をお願いいたします。



農地転用には許可が必要です

ストップ無断転用!! 違反転用には罰則あり!
無許可での残土搬入も違法行為! 見つけたら連絡を!



何故、転用の届け出が必要か?

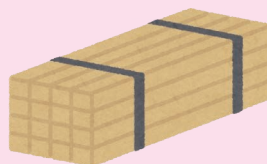
食糧の安定供給の基盤である優良農地の確保並びに農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用が地域農業の大きな阻害要因になることを防止する為。

農地転用の基準とは?

- * 市街化区域内の農地転用 => 届出
- * 市街化調整区域内の農地転用 => 許可等

令和6年度農地転用件数

届出 = 50件
許可 = 55件



無断転用・違反転用に対する処分

事項：無断転用・違反転用及び違反転用における原状回復命令違反

内容：工事中止・原状回復等の行政命令、更に、法律上の罰則は3年以下の懲役または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

農業者年金 農業者の安心のために

農業者年金 ～老後の安心のために～

- * 加入条件：① **国民年金の第1号被保険者** (保険料免除者は除く)
② 年間60日以上農業に従事
③ **20歳以上65歳未満**

* 保険料：加入者の任意で**2万円から6万7千円まで千円単位**で選択可能

* 加入と脱退：任意加入制であり加入・脱退共に自由。

- * メリット：① **少子高齢化時代に強い積み立て方式の確定拠出制**
② 社会保険料控除などで税制面でも優遇
③ 終身年金かつ80歳前の死亡の場合、死亡一時金が遺族に支給される

* その他：詳細に関しては独立行政法人農業者年金基金の
ホームページ <http://www.nounen.go.jp>
または農業委員会事務局に照会ください。





- ・全国農業新聞は、農業を取り巻く様々な情報や農業経営に役立つ知識・技術を提供します。
- ・発行日：毎週金曜日
- ・購読料：新聞本紙＝月額700円（税込）＊電子新聞も閲覧可能
電子新聞＝月額500円（税込）＊電子新聞のみの閲覧
※令和8年4月より価格改定予定
- ・申込先：農業委員会事務局
- ・発行：全国農業会議所



農地を相続（取得）したら

相続登記が義務化されました！



近年、所有者不明土地が増加し、特に農地においては、荒廃農地の増加や担い手への集積・集約化が進まないなど、農地の有効利用が妨げられる原因にもなっています。

そのため、令和6年4月1日から、土地を相続した場合、その相続を知った日から3年以内の登記が義務化されました。農地を相続したら早めに相続登記をしましょう。

登記が完了したら、届出が必要です！

農地の権利を取得した場合、農地が所在する農業委員会への届出が必要になります。

○農地の取得理由

- ・相続（遺産分割、包括遺贈、または相続人に対する特定遺贈を含む）
- ・法人の合併、分割
- ・時効取得

○届出書類

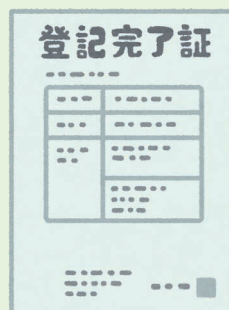
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書
- ・相続等をしたことが確認できる書類（登記完了証の写し等）

○届出先

- ・農地が所在する農業委員会

○届出期限

- ・権利を取得したことを知った日からおおむね10ヶ月以内



農地の適正管理のお願い

近年、耕作者の高齢化等に伴い、不耕作になる農地が多くなってきております。農地が耕作されないと、雑草や雑木などが繁茂し、病虫害の発生原因や有害鳥獣の隠れ家となる恐れがあります。近隣住民や周囲の耕作者に迷惑をかけるだけでなく、不法投棄の誘発など景観や生活環境の悪化にも繋がりがねません。つきまして、農地所有者の方におかれましては、耕起や草刈等を行い、農地の適正な管理にご協力いただきますようお願いいたします。

また、管理をするのに機械類を使用する際は、使用者のみならず周囲に配慮し作業することが大事です。特に刈払機は手軽に扱える半面、重大な事故を伴うことがあるので留意してください。



守谷市農業委員会 総会日程

農地法関連の許認可手続きは原則的に下記の日程で行われますので期限を厳守してください。

農地農政相談日：随時

申請締切日：毎月14日

現地調査日：毎月21日 総会日：毎月28日

但し、土曜日・日曜日・祝祭日等と重なる月は変更となります。